

カンボジア
税務ニュースレター

2017年11月

目次:

- マイクロファイナンス機関が海外からの資金調達について支払う利息の源泉徴収税に関する通達
- 繊維・縫製業を対象とする利益税の前払いの停止
- 国家社会保障基金への未登録労働者の登録
- 労働法の関連規定の適用対象従業員に係る労働災害およびヘルスケアのNSSF拠出金の料率、規則および手続の決定
- 税務コンプライアンス・ステータス評価に基づく特典

マイクロファイナンス機関(MFI)が非居住融資者に支払う利息に対する源泉徴収税(WHT)率の引き下げに関する通達

(経済財政省省令(Prakas)第1129号 – 2017年10月27日公布)

経済財政省(Ministry of Economy and Finance:MEF)は、2017年10月27日を発効日として、MFIが海外からの借入について支払う利息のWHT率を引き下げました。この省令はカンボジアの銀行・金融法(banking and financial law)に基づいて事業を営むMFIに適用されます。

同省令によれば、MFIは、非居住融資者に支払う利息について10%の税金のみを源泉徴収することを要求され、残り4%のWHTは国家負担として取り扱われます。

この改正はマイクロファイナンス・セクターの支援を目的とするものです。MFIがこの軽減WHT税率の適用を受けるには、下記の要件を充足していなければなりません。

1. 借入契約が融資者とMFI双方の弁護士によって証明されること
2. 借入および資金移動に関連する他の文書すべてがMFIによって記録し保管され、税務当局に要求された場合に提供されること
3. 借入取引がMFIの帳簿上適切に計上されていること

この優遇措置は本省令の発効日(2017年10月27日)から2018年末まで適用されます。

繊維・縫製業を対象とする利益税の前払い(Prepayment of Tax on Income:PTOI)の停止

(経済財政省省令第1130号 – 2017年10月27日公布)

この省令第1130号により、輸出目的で衣類、靴類、バッグおよび帽子を生産する繊維・縫製企業は、2022年末まで毎月のPTOIの義務を免除されます。

この優遇措置は、適格投資プロジェクト(QIP)の免税期間が終了している繊維・縫製企業に限り適用されます。

上記優遇措置を受けるには、次の要件を充足していなければなりません。

1. 当該企業が、税務および会計に関する法律の規定に従った適切な会計帳簿を保持していること
2. 当該企業が、適用される税金を期限内に申告・納付していること
3. 当該企業が、年次の会計監査報告書を税務当局に提出していること

企業が上記要件を遵守していない場合、税務当局は優遇措置を取り消し、現行法に従いペナルティを課す可能性があります。

国家社会保障基金(National Social Security Fund: NSSF)への未登録労働者の登録

(NSSFに関する労働職業訓練省告示第307号 – 2017年10月19日公布)

本告示は、2017年10月24日以降、従業員をNSSFに登録することをすべての雇用主に義務付けるものです。NSSFは労働職業訓練省(Ministry of Labor and Vocational Training)によって運営されており、本告示により、8名未満の従業員を有する納税者もその従業員をNSSFに登録する義務を有することが定められます。従業員を登録しない納税者は、従業員が失った給付に責任を負います。

労働法の適用対象者に係る労働災害およびヘルスケアのNSSF拠出金の料率、規則および手続の決定

(NSSFに関する労働職業訓練省省令第449号 – 2017年11月10日公布)

本省令は、社会保障制度法(Law on Social Security Schemes)によって規制される全企業が、2018年1月1日以降、労働災害拠出金(occupational risk contribution: ORC)およびヘルスケア拠出金(health care contribution: HCC)を納付する義務を負うことを定めたものです。

適用されるORCとHCCの料率は以下の通りです。

- ORC = 拠出金の対象となる従業員の平均給与の0.8%
- HCC = 拠出金の対象となる従業員の平均給与の2.6%

拠出金が適用される平均給与は本省令付録1に基づいて算定され、最低平均月額額は200,000リエル(50米ドル)、最高は1,200,000リエル(300米ドル)です。

納税者は、翌月15日までにORCとHCCを納付することを要求されます。納税者が期限内に上記拠出金を納付しなかった場合、社会保障法第36条に従いペナルティが課せられ、未納付の拠出金について月率1.5%の利息も適用されます。

納付は、納税者の銀行口座またはオンライン納付システムを通じて行うことができます。雇用主は、必要書類をNSSFの事務所に提出する必要がありますが、カンボジア郵便サービスまたは電子メール(contribution@nssf.gov.kh)を通じて書類をNSSFに送付することもできます。

税務コンプライアンス・ステータス評価に基づく特典

(経済財政省通達第007号 - 2017年8月4日公布)

経済財政省は、税務コンプライアンス・ステータス評価に基づく特典を以下のように決定しました。

ゴールド・ステータスを取得した納税者は次の措置を受けられます。

- 有効期限2年の税務コンプライアンス・ステータス証明書
- 税務調査なしの5億リエル未満のVAT還付
- 包括調査 (comprehensive audit) は2年に1回実施、限定調査 (limited audit) や机上調査 (desk audit) は納税者から請求されない限り実施されない

シルバー・ステータスを取得した納税者は次の措置を受けられます。

- 有効期限2年の税務コンプライアンス・ステータス証明書
- 税務調査なしの2億リエル未満のVAT還付
- 包括調査は2年に1回実施、限定調査は年1回実施、机上調査は納税者から請求されない限り実施されない

ブロンズ・ステータスを取得した納税者は有効期限2年の税務コンプライアンス・ステータス証明書を付与され、現行法規に従い税務上の義務を遵守しなければなりません。

Contact

For more information on this bulletin and Ernst & Young (Cambodia) Ltd's tax and advisory services, please contact:

Robert King, Partner, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
robert.m.king@vn.ey.com

Brendan Lalor, Director, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
brendan.james.lalor@kh.ey.com

Reangsey Darith Touch,
Senior Manager, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
reangsey.touch@kh.ey.com

Channavy Din, Manager, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
channavy.din@kh.ey.com

Netra Chham, Manager, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
netra.chham@kh.ey.com

小野瀬貴久, Partner, Japan Business Services
takahisa.onose@vn.ey.com

須賀 勇介, Manager, Japan Business Services
yusuke.suga@kh.ey.com

Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
5th Floor, Emerald Building
#64 Norodom Boulevard corner Street 178
Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh
12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia
Tel: +855 23 860 450/451
Fax: +855 23 217 805

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2017 Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
All Rights Reserved.

VN No. 031712001C

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/kh